

令和9年度就学予定のお子様を対象に
作成した内容です



令和8年度 岡山市の特別支援教育に関する 就学について

Chapter 2

就学の流れ



就学相談の流れ

- 1 学校見学
- 2 教育相談
- 3 就学の希望について
- 4 学びの場の決定



1 学校見学

通常の学級の見学

特別支援学級の見学

特別支援学校の見学

通級指導教室の見学



○参観日やオープンスクール等を利用して見学する。

※ 日程は学校ごとに異なる。各校のHPを見たり、問い合わせたりして、各自で確認することが必要。

○個別に学校に問い合わせ、日程調整をして見学する。（教頭・特別支援教育コーディネーター等が対応）

○就学希望校、就学予定校、居住学区の学校、転居予定がある場合は転居先の学校などを幅広く見学をするとよい。

○見学や相談をしたら、その学校への就学が決定するということではない。
※こどもも一緒に見学し、その様子も学びの場の選択に生かす。

【見学のポイント】

- どのような環境で過ごしているか。
- どんな学習をしているか。
- どのような支援が行われているか・・・等。



2 教育相談

通常の学級の見学

重要

- 教育相談を、管理職、特別支援教育コーディネーター等と行う。
- 年長（5歳児クラス）や小学校・義務教育学校第6学年の6月までに、希望する学校に電話で申し込む。
- 8月中に必ず教育相談を受ける。
- 特別支援学級、通常の学級の両方の支援体制について確認をする。

※1学期末までならば、学習の様子を見学できる可能性があります。

【相談のポイント】（こどもも一緒に見学するのがよい。）

- 就学前の園での集団活動での様子や友だちとの関わり、気になっている行動等について伝える。
- 学級でどのような支援や配慮が行われるか。学習内容や交流及び共同学習等について聞く。
- 義務教育終了後のこどもの姿や進路をイメージして相談する。



2 教育相談

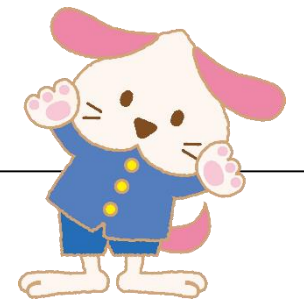
特別支援学校の見学・相談

重要

- 特別支援学校の指導の対象について十分に理解を深める。
- 学校公開や教育相談会などを通じて、**必ず教育相談**を受ける。
- 居住地の学校の見学や教育相談も必ず行っておく。

【相談のポイント】（こどもも一緒に相談に行くのがよい。）

- こどもの障害の状態や、気になっている行動等について伝える。
- 特別支援学校でどのような支援や配慮が行われるか。学習内容や環境づくりについて聞く。
- 義務教育終了後のこどもの姿や進路をイメージして相談する。



2 教育相談

通級指導教室の見学・相談

重要

- 在籍校園、就学予定校と相談を行った後、通級指導教室に教育相談を申し込む。
- 8月中旬までに、通級指導教室での教育相談を必ず行う。
- 就学予定校に通級指導教室が設置されている場合、一度教育相談が済んでいれば、改めて通級指導についての教育相談は不要。

【相談のポイント】

- 通級指導教室の指導内容や指導の方法
- 通級指導教室と在籍校（学級）の連携
- 通級指導教室への通室の時刻や方法、利用の仕方 等



2 教育相談

通常の学級の見学

特別支援学級の見学

特別支援学校の見学

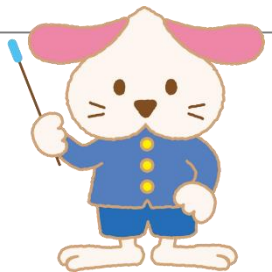
通級指導教室の見学

重要

○いずれの学校や学級においても必要な支援を具体的に相談することが重要。
例)

- 個別の状況に応じた不安解消のために必要な配慮
- 予定の示し方や見通しのための視覚支援や声かけ等
- 車椅子使用に対応するトイレやスロープ、経路等
- 補聴器やFMマイクを使用する場合の座席の位置や使用方法、留意点等

○就学予定校と可能な限り個別の具体的な支援について相談し、学びの場を柔軟に検討する。



3 就学の希望について

通級指導教室の場合

【保護者】

- ①通常の学級に在籍し、通級指導教室への入室を希望することを在籍校園と就学予定校に伝える。
- ②必要な書類を在籍校園に提出する。

【在籍校園】

- 就学相談票を作成する。

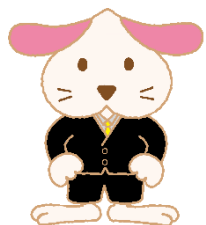
岡山市における就学相談スケジュール			
★…保護者にしていただく内容			
時期	特別支援学校	特別支援学級	通級指導教室
就学予定校	★就学にあたり、保護者についてお話しがある場合は通級指導学級の小学校・中学校・義務教育学校へ相談する。 ★特別支援教育に関する単位の資格が必要とする。		
就学前日～4月頃	★学校公開、オープンスクール等を活用して、就学予定の学校や通級指導教室設置校等を見学したり、教育相談を行ったりする。 ★必要に応じて医療機関を受診したり、経過観察を受けたりする。 ★特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を希望する場合は、発達検査の結果（有効期間あり）、診断書等が必要になる。		
5月ごろ	★YouTube動画「岡山市の特別支援教育に関する就学についての資料」を視聴するなどして、岡山市の特別支援教育について、手紙さや必要書類などについて確認する。	★就学予定校（原則として学級の学級）に就学相談を希望する旨を伝え、就学についての希望を伝える。 ★居住する学校の特別支援学級がない場合は、近隣の設置学校で教育相談を受ける。	★通級指導教室設置校で教育相談を受ける。 ★就学予定校（原則として学級の学級）で就学相談を受けて、通級の学級での入室や転入について相談する。
	★在籍校、就学予定校（通級指導教室設置校）や医療機関等と具体的に相談を進め、就学先の希望を決定する。		
	★在籍校園と相談しながら、在籍校園に「就学相談票」を作成してもらう。 ★就学予定校への入室や転入の希望を伝える。		
10月	★在籍校園を通じて「就学相談票」等の就学資料を提出する。 「就学相談票」経由先：在籍校園 → 居住する学校（→ 就学予定校（通級指導教室設置校）） → 市教育委員会 10月1日 市教委への到着締め切り（必着）		
	★就学相談票の受付（本人、保護者）※10月～11月居住する学校で受付する。		
	★就学決定校の決定 市教委から在籍校園へ通知される。 ※特別支援学校からの通知も受けられる。		
11月	★就学決定校の決定 市教委から在籍校園へ通知される。 ※特別支援学校からの通知も受けられる。	★就学決定校に在籍校園へ通知される。 ※特別支援学校からの通知も受けられる。	★就学決定校に在籍校園へ通知される。 ※特別支援学校からの通知も受けられる。
2月	★就学決定校に在籍校園へ通知される。 ※特別支援学校からの通知も受けられる。		
3月	★就学決定校に在籍校園へ通知される。 ※特別支援学校からの通知も受けられる。		

重要

令和9年度入学児についての在籍校園等から教育委員会へ提出する書類の〆切は、令和8年10月1日（木）必着です。
 ※在籍校園が、保護者が用意する必要書類（診断書の写しや発達検査の写し等）についても、添付されていることを確認して教育委員会へ提出するため、保護者は早めの準備や提出が必要。

4 学びの場の決定について

重要



- 「岡山市こどもの就学にかかる意見聴取の会」、「岡山市就学に関する会議」を開催し、教育委員会が適切な就学先を決定する。
- 就学先の決定にあたっては、保護者及び教育学、医学、心理学等の専門的知識のある方の意見を聴き、地域や学校の状況、支援すべき内容、本人の意見等を総合的に考慮して決定する。
- 保護者、在籍園、学校の希望どおりとならない場合もある。

*参考：学校教育法施行令第18条の2

通常の学級

特別支援学級

特別支援学校

通級指導教室



いずれの学びの場になっても、具体的なこどもの支援ニーズを中心に、必要な手立てや環境づくりの相談をしていくことが大切。



4 学びの場の決定について

特別支援学校の決定に関する通知

- 保護者には、岡山県から、1月末頃就学予定校の通知が届く。

特別支援学級の決定に関する通知

重要

- 保護者には、1月末までに就学予定校の決定通知が届く。（学校名のみ。学級種別の記入はない。）
- 特別支援学級の入級については、在籍校園、就学予定校へ1月末までに通知が届く予定。
- 保護者は、令和9年1月25日～29日までの間に就学予定校へ、結果を電話で問い合わせる。

通級指導教室の入室に関する通知

重要

- 保護者には、1月末までに就学予定校の決定通知が届く。（学校名のみ。学級種別の記入はない。）
- 令和9年3月8日～12日までの間に保護者が就学予定校へ、結果を電話で問い合わせる。
- 通級による指導が適切であると判断されても、すぐに指導を開始できない場合もある。